

排水に関する事前協議内容

協議年月日	令和 年 月 日		
建物名称			a. 予定汚水量 ($m^3/日$) (m^3/s)
所在地			b. 雨水量 (m^3/s)
申請者(施主)			c. 流出量 (a + b) (m^3/s)
申請者 連絡先	(電話番号)		(担当者)
建築規模	(用途)	(地下) 階 (地上) 階	
	(敷地面積)	m^2	(延床面積) m^2
排水先		公共ます ※分流式の場合、公共雨水ますの数を () 書き	
		既設	新設 撤去
	国道	箇所	箇所 箇所
	都道	箇所	箇所 箇所
	区道	箇所	箇所 箇所

【下水道局からの注意事項】

1. 公共ますは、原則として既設ますを使用してください。
2. 公共ますの新設を申請する場合は、必ず現地調査で既設公共ますの有無の確認をお願いします。
(事前に下水道台帳で既設下水道管の有無、内径及び深さの確認をお願いします。)
なお、公共ますの新設は申請書の受付から早くとも約1ヶ月を要します。
3. 公共ますの形状、寸法によっては現地の埋設状況により設置できない場合があります。
このため、宅地内の排水設備の設置は公共ますの設置と同時かそれ以降をお願いします。
4. 改良、承認ます工事は、施主の費用負担であることを十分に説明をして了解を得てください。
また、現地条件(高級舗装箇所等)により工事費用が大きく異なることも説明してください。
5. 本協議での公共ますの撤去は承認工事となります。申請の手続きは早めをお願いします。
(承認工事には、下水道局の許可が必要です。)
6. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再度協議をお願いします。
(施主名で変更理由書の提出をお願いすることもあります。)
7. 宅地内の排水設備については、お客さまサービス課排水設備担当との打合せが必要です。
8. 建築工事の際は、担当出張所との打合せをお願いします。

設計協議時確認	備考